

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

株式会社クラスト

株式会社クラストは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という）第8条に基づき、女性社員が、その個性と能力を十分に発揮できる職場環境の整備を図るため、下記の通り行動計画を策定します。

記

1. 計画期間 2022年4月1日～2027年3月31日

2. 取組の実施により達成する目標

労働者に占める女性社員の割合を25%から30%へ引き上げること

3. 取組の内容及びその実施時期

<取組1>女性が活躍できる職場であることを求職者に向けて積極的に広報を行う

ホームページ等で女性社員が活躍できる会社であることPRする。

技術職（設計）・総合職（不動産）の採用へ職安や求人サイトへ申し込みをする。

<取組2>女性従業員が育児と仕事の両立できる職場環境の整備を行う。

育児休業相談窓口について再度周知を行う。

女性従業員から妊娠の申出があった場合、育児休業制度等の情報提供を行うとともに、育児休業に関する意向を確認する。

管理職を対象に育児休業制度の研修を行う。

<取組3>ハラスメントのない職場環境の整備を行う。

ハラスメント相談窓口を整備し、その周知を行う。

ハラスメントに対する事業主方針等の措置内容について書面での周知を行う。

管理職を対象にハラスメントに関する研修を行う。

以上